

○国税不服審判所定員細則

〔平成13. 1. 26〕
国税庁訓令第9号

最終改正 平25国税庁訓令第7号

(目的)

第一条 この訓令は、財務省定員細則（平成13年財務省訓令第13号）第2条の規定に基づき、国税不服審判所の定員の細目を定めることを目的とする。

(国税不服審判所及び国税不服審判所の支部の定員)

第二条 国税不服審判所及び国税不服審判所の支部別の定員は、別表に掲げるとおりとする。

附 則 (抄)

この訓令は、平成25年7月10日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別表

国税不服審判所定員配置表

所 長	審 判 部	管 理 室	支 部	事 務 職 員 合 計	行 (二) 職 員		総 計
					内 支 部		
1	17	11	432	461	11	9	472

国税不服審判所支部定員の内訳

	審 判 部	管 理 課	事 務 職 員 合 計	行 (二) 職 員	合 計
札幌国税不服審判所	13	3	16		16
仙台国税不服審判所	14	3	17	1	18
関東信越国税不服審判所	39	6	45	1	46
東京国税不服審判所	115	14	129	1	130
金沢国税不服審判所	9	3	12	1	13
名古屋国税不服審判所	41	7	48	1	49
大阪国税不服審判所	66	12	78	1	79
広島国税不服審判所	27	4	31	1	32
高松国税不服審判所	14	3	17		17
福岡国税不服審判所	14	3	17	1	18
熊本国税不服審判所	12	3	15	1	16
国税不服審判所沖縄事務所	7		7		7
合 計	371	61	432	9	441